

告示 番号	その他	公布年月日
—	市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議	—

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議（平成13年5月1日合意）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(教育委員会への委任事務)</p> <p>1 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。 (1)～(4) [略] (5) <u>さいたま市図書館条例（平成13年さいたま市条例第123号）の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの</u> ア <u>第21条</u>の規定により使用料を減額し、又は免除すること。 イ <u>第22条</u>ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付すること。 (6)～(8) [略] (9) <u>さいたま市立館岩少年自然の家条例（平成13年さいたま市条例第130号）の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの</u> ア <u>第13条</u>の規定により使用料を免除すること。 イ <u>第14条</u>ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付すること。 (10)・(11) [略]</p> <p>4 <u>前項の事務処理に当たっては、教育長にあつては市長事務部局の局長の、教育委員会職員（学校職員を除く。）にあつては当該職位に応じた市長事務部局の職員の例により、それぞれ行うものとする。</u></p> <p>5 第3項の事務のうち予算の執行に係る事務処理に当たり、<u>学校職員が専決できる事項は、別表のとおりとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(教育委員会への委任事務)</p> <p>1 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。 (1)～(4) [略] (5) <u>さいたま市図書館条例（平成13年さいたま市条例第123号）の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの</u> ア <u>第20条</u>の規定により使用料を減額し、又は免除すること。 イ <u>第21条</u>ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付すること。 (6)～(8) [略] (9) <u>さいたま市立少年自然の家条例（平成13年さいたま市条例第130号）の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの</u> ア <u>第14条</u>の規定により使用料を免除すること。 イ <u>第15条</u>ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付すること。 (10)・(11) [略]</p> <p>4 <u>前項の事務のうち予算の執行に係る事務処理に当たり、教育長その他の教育委員会職員（学校職員を除く。）が専決できる事項は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>5 第3項の事務のうち予算の執行に係る事務処理に当たり、<u>学校職員が専決できる事項は、別表第2のとおりとする。この場合において、同表に規定する専決権者に係る専決事項の範囲を超えるものについては、別表第1によるものとする。</u></p>

--	--

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表とする。

附 則

この協議は、平成 2 8 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。